

## 第Ⅴ章 調査研究成果の活用

5-1 成果の活用について .....	V-1
5-2 一般向け周知パンフレット .....	V-4



## 5-1 成果の活用について

### (スパイラルアップ)

- ・ 高齢化や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、施策に係る当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことが重要である。このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・ バリアフリー法では、そのスパイラルアップを国や地方公共団体に責務として課すとともに、公共交通事業者や建築主などの施設設置管理者についても、ユニバーサルデザインの考え方に留意することや、高齢者、障害者等の意見を反映させるために取り組むように努力することが規定されている。

### (心のバリアフリー)

- ・ また、同法では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」についても規定している。
- ・ この「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務として位置づけている。高齢者や障害者などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけでなく、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められている。

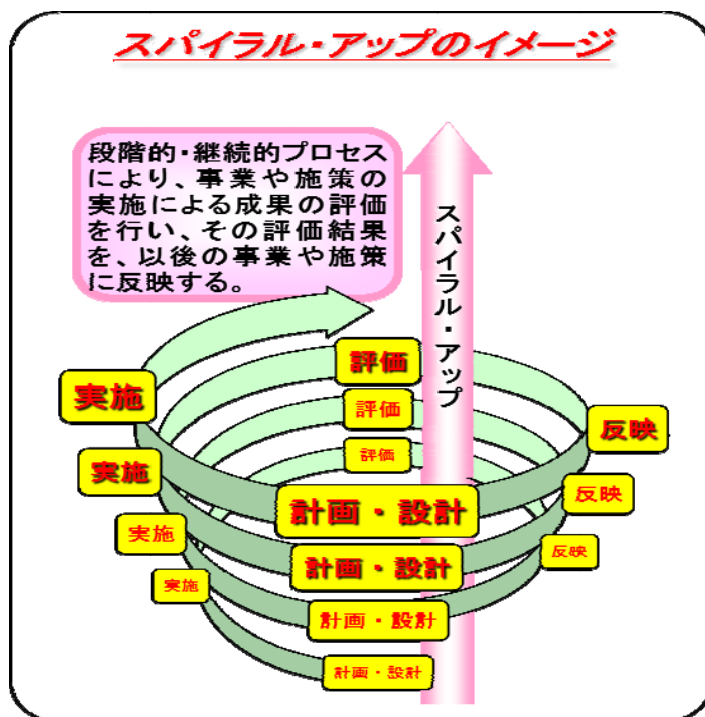


図 5-1 スパイラルアップのイメージ

### (利用者の意見を反映した公共トイレの整備)

- ・ 公共トイレの整備については、公共交通事業者、建築主などの施設設置管理者が、単にバリアフリー法で義務付けられた移動円滑化基準を満たすだけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に留意しつつ、高齢者、障害者等の利用者の声を聞くなどの「スパイラルアップ<sup>1</sup>」の趣旨に沿い、より利用しやすい公共トイレの整備を進めることが望ましい。
- ・ そのため、本調査研究の成果が各施設のバリアフリーガイドラインに反映されることが期待されるとともに、多様な利用者に配慮し改修した、さまざまな事例について掲載したところであり、これらの事例が、多くの公共交通事業者、建築主などに参考とされ、快適な公共トイレが整備されていくことが期待される。

### (車いす使用者等の利用を妨げない公共トイレの利用)

- ・ さらに、公共トイレの利用については、国民の皆さんが車いす使用者やオストメイトの方々に対して利用上配慮すべき事項の理解を深めるとともに、その利用を妨げないようにするなどの「心のバリアフリー」の趣旨に沿い、例えば一般トイレを利用できる方が、長時間にわたって多機能トイレを利用することをしないようにするなどの啓発を行う必要がある。(パンフレットの配布など)
- ・ いずれにしても、これらのことが車の両輪で進むことにより、高齢者、障害者をはじめとするあらゆる人々が快適に利用できる公共トイレを整備していくことができると考えられる。

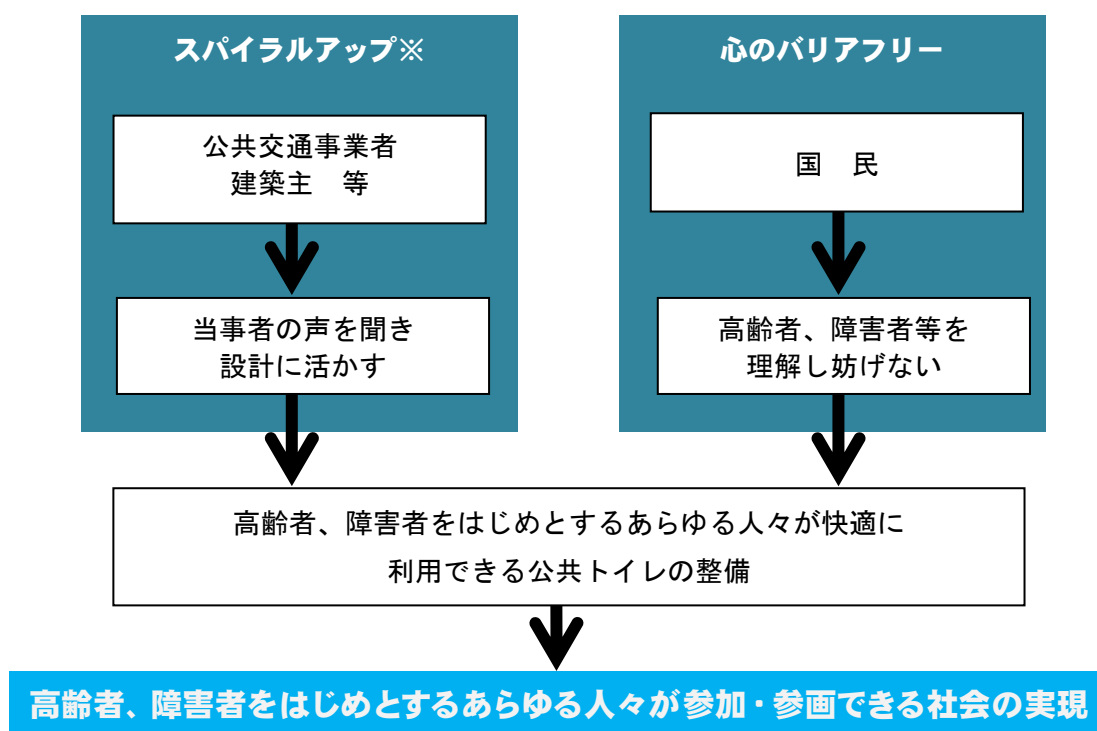


図 5-2 スパイラルアップ・心のバリアフリーによる公共トイレの整備・利用

<sup>1</sup> スパイラルアップ：バリアフリー化を進めるにあたって、当事者の参加の下、検証を行い、結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと。

【利用者の意見を踏まえたトイレの整備の例（新宿区戸塚地域センター）】

- ・ 地域センター（敷地面積 502 ㎡、延べ床面積約 3,000 ㎡）の建設にあたり、平成 17 年 9 月に地域の住民等、公募委員、車いす使用者や視覚障害者などを含む総勢 35 名の建設準備会が発足した。
- ・ 建設準備会は平成 21 年 12 月の竣工までに延べ 21 回開催された。基本設計後にバリアフリーに関する具体的な意見要望が 37 項目出され、結果として、以下が実現された。
- 各階ごとに配置する設備（大型ベッド、汚物流し等）が異なる建物内の機能分散
- 障害に応じたバリエーション（右きき用・左きき用、自動式・手動式引き戸）への配慮



右きき用の多機能トイレ（3F）大型ベッドとベビーチェアは使用状態。



左きき用の多機能トイレ（4F）大型ベッドが設置されている。



オストメイト用汚物流しが設置されている多機能トイレ（5F）



一般トイレの大便器への手すりの設置。扉は折戸。（7F女性トイレ）



男性・女性トイレのドアが色でわかりやすく表示されている。（4Fトイレ）



各階の多機能トイレの設備に関する情報について、多機能トイレの扉横に表示。

【意見要望の抜粋】

	意見・要望	回答
トイレの基本的仕様と考え方	機能分散にあたっては、利用状況の障害及び属性を配慮しながら配置を行う。	機能及び配置については各階ごとに分散を図っている。
	一般便房においても基本的に手すりを設けること。また、利用人数が多く予想される階（7階）には便房数を増やすこと。うち、ひとつの便房は外開きドア、ドア幅70cm以上とする。	一般ブースにも手すりを設置する。7階はブース数は男女とも各1個ずつ増やしているが、スペースの関係上、外開きドアは難しい。（※折戸が導入されていた。）
多機能トイレの基本仕様	高田馬場周辺の多機能トイレ状況を鑑み、1階トイレについては24時間利用できるようにすること。	施設管理上は地域センターの利用時間に準ずるため、24時間の利用は不可能である。
	出入口のドアは自動ドアとし、開閉ボタンはタッチ式ではなく押しボタン式とする。	職員の目がある階での自動扉の設置は可能であるが、自動によるスイッチトラブル等について検討する。
	便座横の手すりは可動式とし、各階ごとに左右異なるものを配置する。	便座横の手すりは可動式とする。各階ごとに左右異なる配置とする。
	ユニバーサルシート、ベビーキープ、幼児用便座、オストメイトの汚物流しの設備は必要な階に配置する。	オストメイト設備とユニバーサルシートとの併用はスペースの関係上難しいため、オストメイト対応は1.5階、ユニバーサルシートは地下1階、2.3.4.6.7階に設置する。



1階多機能トイレ内部の音声案内設備。建物完成後に視覚障害者の意見を反映して後付けされた）

<表>

# 思いやりの心を持って トイレを利用しましょう!

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

**車いすを使用する方は、多機能トイレが  
使えないことがあります。**

- ・「多くの人たちが使うようになって、しょっちゅう待たされるようになった!」
- ・「出しっぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、出入りができないことがある!」
- ・「着替えをする人が長時間占有していて、その間待たされた!」 など

多機能トイレで待たされた経験を持つ車いす使用者は**94%**。

待たされたことがよくある **52%**

たまにある **42%**

あまりない **2%**

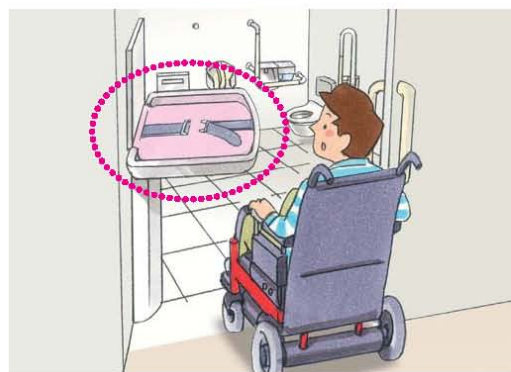
全くない **1%**

未回答 **3%**

※車いす使用者を対象としたアンケート調査結果(2011.11)より



多機能トイレが使用中だと、他に使えるトイレがなくて待つことに...



おむつ替えシートがたたまれておらず、車いす使用者は自分で出入りできない

**車いすを使用される方は、広いスペースが必要なので、  
多機能トイレを利用されています。**

**一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを  
長時間利用することは控えましょう!**

# トイレにある設備は、このように使われています。

## ●オストメイト(人工肛門等保有者)

- ・パウチ(便をためておく袋)から排泄するために汚物流しを使用



## ●車いす使用者

- ・回転できる広いスペースが必要
- ・便器に移乗するのに手すりを使用



## ●子ども連れ

- ・立たせておむつ替えをするために、着替え台を使用



## ●子ども連れ

- ・おむつ替えをするために、おむつ替えシートを使用



## ●子ども連れ

- ・子どもを座らせるために、ベビーチェアを使用



**設備を必要とする、さまざまな方が利用されています。  
お互いに思いやりの心を持って利用しましょう。**